

## 熊野古道世界遺産登録 20 周年記念イベント事業業務委託仕様書

### 1 業務の目的

令和6年7月に熊野古道世界遺産登録20周年を迎えることを記念したイベントの開催を通じて、熊野古道伊勢路の世界遺産としての価値を背景とした「歩き旅」を象徴的なイメージとし、その魅力を前面に出してインバウンドを含めた誘客を推進するとともに、熊野古道伊勢路を世界に誇る財産として、次の世代へ伝えていくことを目的とする。

### 2 記念イベント事業の概要

#### (1) スペイン・バスク自治州招へい

別表の行程表のとおり、世界遺産の巡礼道を生かした協力・連携に関する覚書を締結しているスペイン・バスク自治州から巡礼道の関係者5人（政府関係者2人と民間関係者3人）を招へいする。

#### (2) 国際シンポジウム

- ・日時：令和6年7月7日（日）午後（3時間程度）
- ・会場：県立熊野古道センター（尾鷲市向井12-4）
- ・内容：①オープニング（地元の伝統芸能を想定）
  - ②国際シンポジウム  
スペイン・バスク自治州から招へいした巡礼道の関係者と熊野古道伊勢路の関係者等による国際シンポジウムを開催する。
  - ③タイムカプセル開封式  
熊野古道世界遺産登録10周年を記念して、県立熊野古道センター敷地内に埋設したタイムカプセルの開封式を行う。
  - ④20周年イベント等の紹介
  - ⑤「サンティアゴ・デ・コンポステーラの巡礼路・バスクの道」写真展
  - ⑥その他 シンポジウムの実施効果を高めるもの
- ・来場者数：200人程度の集客を想定

#### (3) 持続可能な保全体制づくりシンポジウム

- ・日時：令和6年12月の土曜日または日曜日（日付未定） 午後（3時間程度）
- ・会場：三重県が指定する施設（熊野市内）
- ・内容：①オープニング（地元の子もたちが舞台に上がることを想定）  
地元高校吹奏楽部による「熊野古道賛歌」演奏 など
- ②20周年イベント等の取組報告

③貢献企業・団体等への感謝状贈呈

熊野古道に対する寄附や保全活動等で貢献していただいている企業・団体等へ感謝状を贈呈する。

④持続可能な保全体制づくりシンポジウム

熊野古道伊勢路全体で持続可能な保全体制の構築に向けて、ゲストを招いた講演や地元保全団体等によるシンポジウムを開催する。

⑤その他 シンポジウムの実施効果を高めるもの

・来場者数：200人程度の集客を想定

### 3 業務の内容

#### (1) 業務名

熊野古道世界遺産登録20周年記念イベント事業業務委託

#### (2) 委託期間

契約の日から令和7年1月31日（金）まで

#### (3) 業務内容

##### ア スペイン・バスク自治州招へい

##### ①国際線航空券の手配

日時	出発地	到着地	手配数量
7月6日 午前 日本到着	ビルバオ (BIO)	大阪 (KIX)	3人
7月8日 午後 日本出発	大阪 (KIX)	ビルバオ (BIO)	3人

- 座席のクラスは全席エコノミーとする。
- 乗り継ぎは2回までとする。
- 航空券の代金には、運賃のほか、税、燃油サーチャージ、施設等使用料、その他料金等、搭乗に際し必要な一切の諸費用を含めること。
- 三重県が指定する日（6月中旬を想定）までにバスク自治州現地の被招へい者側の担当者にEチケットを送付すること。
- 渡航に関して、常に最新の情報を入手し、日本とスペインの入出国に関する条件に変更があった場合、速やかに委託者と協議し、変更に対応すること。
- なお、航空券発券に際しては、事前に三重県の意向を十分に確認し、承諾を得ること。
- 被招へい者5人のうち、2人の渡航費は相手方負担とするため、航空券の手配数量は3人とする。

## ②宿泊先の手配

被招へい者5人分の部屋(シングルユース)及び1泊朝食付きの手配を行うこと。

宿泊日	手配数量
7月6日(土)	5室
7月7日(日)	5室

- ▶ 三重県が指定する施設を手配すること。(例:ホテル季の座(紀北町東長島3043-4)、ホテルヴィゾン(多気町ヴィゾン672-1))
- ▶ 1室1名用のベッドを備えた禁煙シングルルーム(ダブルルームの1名利用でも可)とすること。
- ▶ 朝食内容については、被招へい者のアレルギーや食事制限に対応可能であること。

## ③食事等の手配

別表の行程表のとおり、昼食、夕食(交流会を含む)の手配を行うこと。単価は、昼食1,500円、夕食3,000円相当とする。

- ▶ 食事内容については、被招へい者のアレルギーや食事制限に対応すること。
- ▶ 交流会については、三重県が指定する会場で開催することとし、会場の手配や準備を行うこと。
- ▶ 被招へい者全員に各日1本ずつ500mlペットボトルの水を用意すること。

## ④添乗員の手配

別表の行程表に示す期間について、参加者の行程管理及び安全確保のため、添乗員1名を同行させること。交通費(専用車に同乗する部分を除く)や宿泊費、食費等、必要な諸経費を含めること。

## ⑤通訳の手配

別表の行程表に示す期間について、逐次通訳が可能なスペイン語通訳を1名(国際シンポジウム及び交流会においては2名)手配すること。熊野古道伊勢路や巡礼道に精通しており、かつ同種同等の業務で通訳実績のある高度な通訳能力がある、Aクラス以上の者とする(Ｓクラスが望ましい)。交通費(専用車に同乗する部分を除く)や宿泊費、食費等、必要な諸経費を含めること。

## ⑥専用車両の手配

別表の行程表に示す期間について、以下の専用車両1台(運転手付き)を手配すること。有料道路通行料金や駐車料金等、必要な諸経費を含めること。

- ▶ 正座席を10席以上備えていること。

- スーツケース等の大型手荷物が積載可能なトランクスペースのついている車両を手配すること。

### ⑦熊野古道語り部の手配

熊野古道伊勢路を歩く際に語り部1名を手配すること。

### ⑧モバイルWi-Fiルーター等の手配

被招へい者が日本滞在中、移動の際などにもインターネットへの接続が可能となるよう、Wi-Fiルーター（4G以上、容量無制限）、モバイルバッテリー（充電済）、充電器及び電源アダプターを各5台手配すること。

### ⑨海外旅行保険手配

被招へい者5人分の保険の手配と支払をすること。

なお、加入する保険金については、以下を基準とする。

- ・ 傷害死亡・後遺障害 1000万円
- ・ 傷害治療費用 1000万円
- ・ 疾病死亡 1000万円
- ・ 疾病治療費用 1000万円
- ・ 賠償責任 5000万～1億円
- ・ 救援者費用 700万～800万円

## イ 国際シンポジウム及び持続可能な保全体制づくりシンポジウム

### ①会場の手配

イベントの前日及び当日の会場を借り上げること。使用料を含めること。

### ②駐車場及びアクセス方法の手配

想定来場者数を考慮した十分な台数が駐車可能な駐車場を確保すること。会場から離れている場合は、会場へのアクセス方法を手配すること。

### ③イベントの企画

2（2）及び（3）の内容をふまえて、20周年に相応しく、かつ集客力のある内容を盛り込んだプログラムを企画すること。なお、記念イベントとして統一感のある内容とし、可能な限り市町や地元団体等が実施する関係イベントとの連携を図ること。

出演者については、三重県と協議のうえ決定することとし、謝金等、必要な諸経費を含めること。

#### 【以下、プログラム例】

- ・ゲストを招いたトークショーやパネルディスカッション
- ・地元の小学生、中学生、高校生による熊野古道にかかる取組発表
- ・熊野古道伊勢路 20 年間の歩みの紹介 など

#### ④イベントの運営

運営計画及びマニュアルを作成し、イベントの運営を行うこと。

- 全体の進行役を配置すること。
- 司会者を配置すること。  
なお、司会者は同様のイベントでの司会経験があり、各出演者の会話を引き立て、盛り上げ、まとめることができること。
- 出演者の調整、管理（謝金の支払いを含む）に関すること。
- 必要な映像・音響等の演出を行うオペレーターを配置すること。
- 来場者の案内、誘導及びカウントを実施すること。
- 必要に応じて手話通訳者を配置する等、来場者に対し合理的な配慮を行うこと。
- 来場者アンケートの作成、配布、回収及び取りまとめを実施すること。
- ノベルティ・資料等の配布を実施すること。
- 会場警備、救護に関すること。
- 駐車場の管理、運営（会場案内等看板制作、設置、撤去を含む）に関すること。  
必要に応じて、バスを運行すること。
- イベントの記録を作成すること。

#### ⑤会場のレイアウト・装飾等

舞台を含む会場のレイアウト及び装飾を企画・作成し、設営及び撤去すること。  
なお、装飾は 20 周年記念イベントとわかるものを施し、人目をひくこと。

また、必要な演出等機材関係一式を調達し、設営及び撤去すること。

#### ⑥情報発信・広報宣伝

国際シンポジウム及び持続可能な保全体制づくりシンポジウムの案内を目的とするチラシをそれぞれ 10,000 部作成し、三重県が指定する場所（国内 65 か所程度（県内 55、県外 10）を想定）に納入すること。その他、SNS 等による情報発信・広報宣伝を企画し、実施すること。なお、発行時期・デザイン・内容等は事前に三重県と協議すること。

#### (4) 納品物

- ア 事業着手前に運営計画及びマニュアルを提出すること 2部

(提出時期：各実施日の10日前)

イ 事業終了後は完了報告書を提出すること 2部

(提出時期：実施日から30日以内)

#### **(5) 納入場所**

三重県 地域連携・交通部 南部地域振興局 東紀州振興課

#### **(6) 作成物について**

ア 会場装飾用として使用したもの以外は原則として三重県に帰属する。

イ 作成した成果品等著作物の著作権は三重県に帰属し、三重県は受託者の承諾なしに自由に使用・改変・複製できるものとする。

#### **(7) 費用の支払い等**

イベント実施に際して必要な手続きの実施、諸費用(会場使用料、出演者の出演料、工事費・光熱費、イベント保険、著作物に係る費用等)は全て受託者の対応・負担とする。

#### **(8) 業務実施上の条件**

ア 委託業務の実施にあたっては、実施内容を三重県と協議しながら進めるものとする。

イ 上記の協議の結果、業務実施内容が変更となる場合がある。

ウ 業務実施内容の変更の結果、委託金額の増減があった場合は、委託業務の額の変更契約を締結することがある。

エ 委託期間内において、必要に応じて三重県との業務内容打ち合わせを実施し、業務の進捗状況及び今後の実施予定等を確認するものとする。

オ 業務を行うにあたっては、関係法令および適用基準等の法令を遵守するとともに、必要な運営管理を行うものとする。

カ 本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、三重県と協議すること。

#### **(9) 業務の適正な実施に関する事項**

ア 業務の一括再委託の禁止

業務受託者は、業務受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を委託することができる。

#### (10) 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規程により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

#### (11) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

ア 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下暴力団等という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- ①断固として不当介入を拒否すること。
- ②警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- ③委託者に報告すること。
- ④業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

イ 受託者がア②又は③の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

#### (12) 個人情報取扱に関する罰則事項

委託業務を通じて取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので留意すること。

#### (13) その他

その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

(別表) スペイン・バスク自治州招へい行程 (案)

日付	行程	移動手段	場所	委託事業
7/5 (金)	ビルバオ空港出発	飛行機	機内	・航空券手配
7/6 (土) AM	関西国際空港到着	飛行機 専用車両		・専用車両手配 ・添乗員、通訳手配 ・宿泊先手配
PM	①熊野古道センターの見学 ②伊勢路アルベルゲの見学	専用車両	①尾鷲市 ②紀北町	・昼食、夕食、水 ・Wi-Fi ルーター
7/7 (日) AM	③熊野古道伊勢路歩き ④交流会	専用車両	③紀北町 ④尾鷲市	・専用車両手配 ・添乗員、通訳手配 ・宿泊先手配
PM	⑤国際シンポジウム	専用車両	⑤尾鷲市	・昼食、夕食、水 ・Wi-Fi ルーター
7/8 (月) AM	⑥伊勢神宮の訪問	専用車両	⑥伊勢市	・専用車両手配 ・添乗員、通訳手配 ・昼食、水
PM	関西国際空港出発	専用車両 飛行機	機内	・Wi-Fi ルーター
7/9 (火)	ビルバオ空港到着	飛行機		